2　一般競争入札の参加者の資格の変更に関する事項

㈠　一般競争入札に参加させることができない者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三二条第一項各号に掲げる者を加えることとした。（第一六七条の四第一項第三号関係）

㈡　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が、契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったと認められるときは、その者を入札に参加させないことができるものとした。（第一六七条の四第二項第六号関係）

3　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二六年法律第四二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二六年一一月一日）から施行することとした。

◇**農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三四六号）（農林水産省）

1　生産条件不利補正対象農産物

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める対象農産物は、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょ、そば及び菜種であって、農林水産省令で定める要件に該当するものとすることとした。（第一条関係）

2　収入減少影響緩和対象農産物

法第二条第三項の政令で定める対象農産物は、米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしょであって、農林水産省令で定める要件に該当するものとすることとした。（第二条関係）

3　施行期日

この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令**（政令第三四七号）（農林水産省）

1　多面的機能発揮促進事業に係る国の補助の基準を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**理容師法施行令の一部を改正する政令**（政令第三四八号）（厚生労働省）

1　理容師試験について、受験手数料の額を改めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**美容師法施行令の一部を改正する政令**（政令第三四九号）（厚生労働省）

1　美容師試験について、受験手数料の額を改めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十四号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十一月一日とする。

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　西川　公也
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十五号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第六項及び第二百五十一条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

地方自治法施行令目次中「及び審査」を「、審査及び処理方策の提示」に改める。

第百六十七条の四第一項中「当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第百六十七条の四第二項第一号中「若しくは製造を粗雑にし」を「、製造その他の役務を粗雑に行い」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

第二編第七章第一節第三款の款名中「及び審査」を「、審査及び処理方策の提示」に改める。

第百七十四条の六中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の二第二項の規定により調停の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者に通知しなければならない。

第百七十四条の六第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

地方自治法第二百五十一条の二第一項の規定により自治紛争処理委員による調停の申請をした当事者は、同項の文書の写しを添えて、直ちにその旨を他の当事者に通知しなければならない。

第百七十四条の八から第百七十四条の十八までを次のように改める。

（処理方策の提示）

第百七十四条の八　地方自治法第二百五十二条の二第七項の規定により処理方策（同法第二百五十一条の三の二第一項に規定する処理方策をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求める旨の申請をした普通地方公共団体は、同法第二百五十二条の二第七項の文書の写しを添えて、直ちにその旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならない。

2　総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の三の二第一項の規定により自治紛争処理委員に処理方策を定めさせることとしたときは、直ちにその旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、当事者である普通地方公共団体にこれを通知しなければならない。